第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 **45** 条(ユニバーサルサービス料の支払い義務)に規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用		
ユニバーサルサービス	当社は、(E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約者回線の契約者識別番号に	
料の適用	ついて、2(料金額)に規定するユニバーサルサービス料を適用します。	

2 料金額

2-1 (E)データサービス及び(E)データ特定契約サービス(4G)に係るもの

単位	料金額(月額)
1 の契約者識別番号ごとに	2 円(2.2 円)